

# 告 示 (写)

寄附行為第11条ホ号に基づいて選任された現理事(以下「ホ号理事」という)の任期が来る7月19日をもって、同第15条に基づいて選任された現監事の任期が来る7月31日をもって、それぞれ満了する。

ついては、学校法人常翔学園役員選考手続規定(以下「規定」という)第3条に基づき、「ホ号理事・監事候補者選考委員会(以下「委員会」という)」を設置し、下記のとおりホ号理事および監事の改選に着手することを告示する。

## 記

### 1. 適任者の推薦

ホ号理事および監事候補者について、広く適任者の推薦を求める。

### 2. 推薦受付期間

6月27日(木)から7月4日(木)まで[日曜日を除く]  
10時から15時まで(郵送および宅配便の場合は期間内に必着のこと)

### 3. 推薦書受付場所

学校法人常翔学園法人室(以下「法人室」という)

### 4. 推薦の方法

- (1) 推薦は、所定の推薦書によるものとし、推薦書1枚につき1名を推薦するものとする。
- (2) 推薦書は、法人室、常翔学園校友会事務局、摂南大学校友会事務局、広島国際大学校友会事務局および常翔啓光学園高等学校校友会啓聖会事務局に備え付けている。
- (3) 適任者の推薦には、2名以上の推薦者がなければならない。ただし、自らを推薦する場合は、この限りではない。
- (4) 推薦者は、複数の者を推薦できると共に、被推薦者となることができる。
- (5) 被推薦者の同意を得るものとする。

### 5. 適任者資格

ホ号理事および監事適任者となることができる者は、次のとおりとする。  
・私立学校法第38条第8項、第39条(監事のみ)および寄附行為第18条第1項に定める事由に該当しない者

### 6. 推薦者資格

理事、監事、評議員、職員および校友は、委員会にホ号理事および監事適任者を推薦することができる。ただし、職員は本告示日において、専任および特任の職員とする。

### 7. 候補者の選考

- (1) ホ号理事および監事候補者の選考は、委員会において行う。
- (2) 委員会は、ホ号理事および監事候補者を選考の上、名簿を作成して、理事会に提出しその承認を求める。
- (3) 委員会の構成  
委員長 西村泰志(理事長) [規定第10条イ号]  
委員 吉野正美(常務理事) [規定第10条ロ号]  
井上晋(工大学長) [規定第10条ハ号]  
久保康之(摂大学長) [規定第10条ニ号]  
清水壽一郎(広国大学長) [規定第10条ホ号]  
前田親良(理事) [規定第10条第4項]

### 8. その他定めのない事項、疑義が生じた事項については、委員会の定めるところによる。

以上

2024年6月26日

ホ号理事・監事候補者選考委員会

委員長 西村泰志